

居宅介護支援重要事項説明書

【令和 年 月 日現在】

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 **042-735-1806** (9:00~17:00 まで)
担当 齋藤 秀和

2. 事業所名記載の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	イムス明理会東京町田病院居宅介護支援事業所
所在地	東京都町田市広袴2-12-3
介護保険指定番号	居宅介護支援 東京都。1373200581
通常サービス提供地域	東京都町田市

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	合計
管理者	1名(兼任)	1名
介護支援専門員	2名	2名

管理者 齋藤 秀和

介護支援専門員担当利用者件数

介護支援専門員はケアプラン作成を1人に対し45名未満

(3) 営業時間

平日	9:00~17:00
土曜日	9:00~12:30

(4) 休日

日曜日、祝日及び12月30日から1月3日は休業

(5) 緊急連絡先

緊急の場合は、時間外でも電話にて24時間連絡が可能です

イムス明理会東京町田病院 代表 **042-735-2222**

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 利用者本人宅に訪問し、制度説明・契約を行い保険者に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。
- (2) 利用者本人やご家族からの情報を基に課題分析をし、自立支援の観点から居宅サービス計画書原案を作成します。
- (3) 利用者本人・ご家族とサービス提供事業者やかかりつけの医師と連携を図りながら居宅サービス計画書原案に基づいたサービス提供を決定し依頼及び連絡調整を行います。

【サービス担当者会議の開催】

初回・介護保険更新時・サービス提供の変更等があった場合

- (4) 月1回以上の居宅訪問を行い、利用者との面接の中で経過観察を行い、再評価により居宅サービス計画の修正等を行います。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いし、ご本人・ご家族に面接をいたします。契約を締結したのち、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービス終了をする場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 本人が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 要介護認定区分が非該当（自立）または要支援1・2と認定された場合、地域包括支援センター（町田市の場合 高齢者支援センター）と連絡調整していきます。
- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちにサービスを終了させて頂く場合がございます。

5. 利用料金

(1) 利用料金

要介護を受けられた方は、保険者から全額給付されるので、自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん上記利用料を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口に出しますと、払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援Ⅰ【逡減制の適応は、45人まで】

○ 報酬単価 【厚生労働大臣が定める1単位の単価 町田市2級地(11.12)】

	単位数	金額	備考
居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2	1,086単位	12,076円	※1 ①新規に認定を受けた場合 ②要支援から要介護認定を受けた場合 ③要介護区分状態が2段階変更になった場合 ※2 病院又は診療所に入院日当日に情報を提供した場合 (入院日前日・営業終了後は又は営業日以外の日に入院した場合は入院日翌日も含む) ※3 病院又は診療所に入院後3日以内に情報を提供した場合 ※4 退院又は退所に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合 ※5 病院等の求めにより、医師又は看護師等が共に居宅を訪問しカンファレンスを行った場合 ※6 利用者が医師等の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(支援計画)に記録した場合
居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護3・4・5	1,411単位	15,690円	
初回加算※1	300単位	3,336円	
入院時情報連携加算(Ⅰ)※2	250単位	2,780円	
入院時情報連携加算(Ⅱ)※3	200単位	2,224円	
退院・退所加算(Ⅰ)(イ) 連携1回カンファレンス無 ※4	450単位	5,004円	
退院・退所加算(Ⅰ)(ロ) 連携1回カンファレンス有 ※4	600単位	6,672円	
退院・退所加算(Ⅱ)(イ) 連携2回カンファレンス無 ※4	600単位	6,672円	
退院・退所加算(Ⅱ)(ロ) 連携2回カンファレンス有 ※4	750単位	8,340円	
退院・退所加算(Ⅲ) 連携3回カンファレンス ※4	900単位	10,008円	
緊急時等居宅 カンファレンス加算※5	200単位	2,224円	
通院時等情報連携加算※6	50単位	556円	

○ 減 算

	単位数	金額	備考
運営基準減算 要介護1・2※1	543単位	6,038円	※1 厚生労働大臣が定める基準 ① サービス担当者会議を開催、または照会を行っていない場合 ② 居宅を訪問し、面接しない場合 [2ヶ月継続した場合は算定しない] ※2 居宅介護支援の給付管理の対象となるサービス事業所の中で特定の事業所が80%以上ある場合 ※3 以下の対策等を講じていない場合に減算が適用となります。 ・虐待の防止のための対策を検証する委員会の定期開催と職員の周知 ・虐待防止の指針 ・虐待防止の研修の定期的な実施 ・虐待防止のための担当者配知 ※4 業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続計画に従い、必要な措置を講じていない場合
運営基準減算 要介護3・4・5※1	705単位	7,839円	
特定事業所集中減算※2	200単位	2,224円	
高齢者虐待措置未実施減算 要介護1・2※3	10単位	111円	
高齢者虐待措置未実施減算 要介護3・4・5※3	14単位	155円	
業務継続計画未実施減算 要介護1・2※4	10単位	111円	
業務継続計画未実施減算 要介護3・4・5※4	14単位	155円	
居宅介護支援業務が適切に行われていない場合 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。 ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。 ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下（1）において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に該当指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合を別紙にて表示する。 			

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方や入院等でサービス提供以外の場所の訪問に関しては実費が必要です。

(3) キャンセル料

この契約はいつでも解約することができます。また、料金は一切かかりません。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・ 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じてその利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るように、利用者の立場にたって援助を行う。
- ・ 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- ・ 事業にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供に努めるものとする。
- ・ 医療機関との早期からの連携を図るため、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、病院又は診療所に伝えて下さい。
- ・ 利用者にソーシャルワーカーの必要性があるときは、速やかに最寄の機関のソーシャルワーカーをご紹介いたします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

当事業所は、「カイポケ」のアセスメントツールを活用しています。利用者ご本人やご家族の方から必要な情報を提供していただき、客観的な視点で問題を把握し、利用者ご本人やご家族の方のご希望を充分配慮した上で自立支援の観点から、居宅サービス計画を立てさせていただきます。

(3) サービスの利用のために

事 項	有・無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
介護支援専門員の研修の実施	○	年5回以上研修を実施しています 町田市ケアマネジャー連絡会研修参加等

(4) 東京都福祉サービス第三者評価は、取得しておりません。

7. サービス内容に関する苦情

介護サービスによる苦情に関して、相談・対応を行っていきます。

(1) 当事業所に関する相談・苦情は、次のところで受付します。

当事業所のサービスに関する相談・要望・苦情等は、介護支援専門員か下記の窓口までお申してください。

受付時間：平日 9 時 00 分～16 時 30 分 土曜 9 時 00 分～12 時 00 分

担当責任者：齋藤 秀和

介護支援専門員が自ら提出した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。

必要に応じて、イムス明理会東京町田病院の医療安全管理委員会に報告し対応をいたします。

(2) 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

8. ハラスメントについて

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 介護サービス支援において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要なかつ相当な範囲を超える下記の行為としては、契約を解除させていただきます。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、ご利用者及び家族等が対象です。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、イムス明理会東京町田病院ハラスメント委員会が、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
 - ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用者契約解除等の措置を講じます。

9. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待防止のため、指針を整備し責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するために研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用出来るよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居者等）による受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係機関（高齢者支援センターから町田市高齢者福祉課支援係）に通報します。
- ③ イムス明理会東京町田病院の介護事業部会の中で虐待防止のための検討を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。管理者 齋藤 秀和

10. 感染防止対策について

事業所において感染が発生し、又は蔓延しないように次にあげる処置を講じます。

- ① 従業員の健康状態について、体温・頭痛・咳などの症状がないことを確認して勤務します。症状がある場合は速やかに受診をして判断します。
- ② 事業所の整備及び備品等について、衛生的な管理をします。
- ③ イムス明理会東京町田病院院内感染防止対策委員会を毎月第3月曜日に開催して従業者に周知徹底をしています。
- ④事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期

的に実施しています。

11. 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や非常災害の発生において、早期に業務継続に向けた取り組みを講じます。

- ① イムス明理会東京町田病院は、災害拠点連携病院である為、災害時の治療が必要になった市民を優先的に対応させていただきます。
- ② 感染症や非常災害の発生時において利用者に対しての介護サービスの提供を継続実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るために計画（業務継続計画）作成し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ③ 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

13. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人財団 明理会
代表者役職・氏名	理事長 中村 哲也
所在地	東京都板橋区本町 36 番 3 号

定款の目的に定めた事業

- 1) 病院・診療所の経営
- 2) 看護専門学校経営
- 3) 訪問看護ステーションの経営
- 4) 介護保険に関する事業の経営
- 5) その他これに付随する業務

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地	東京都町田市真光寺町 197
名称	医療法人財団 明理会 イムス明理会東京町田病院
代表者	理事長 中村 哲也

事業所

所在地	東京都町田市広袴 2-12-3
名称	イムス明理会東京町田病院居宅介護支援事業所
管理者	主任介護支援専門員 齋藤 秀和
説明者	主任介護支援専門員 齋藤 秀和

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

続柄

利用者
家族代表 住所

氏名

続柄

附則

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
この規定は、令和元年 10 月 1 日から実施する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
この規定は、令和 6 年 2 月 1 日から実施する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。